

中学校音楽科における移行期間中の扱いについて

信州大学教育学部
教授 齊藤忠彦

中学校音楽科の新学習指導要領（平成 29 年告示）は、2021 年度から全面実施となる。その移行措置の期間は、2018 年度から 2020 年度までの間である。移行期間においては、各学校の判断で、「その全部又は一部について新しい教育課程を編成し実施することができる」とされているが、いずれにしても改訂の趣旨を生かした指導ができるように留意する必要がある。

また移行期間中には、現行の学習指導要領と新学習指導要領との対応関係を理解したり、新設された内容について確認したりして、新学習指導要領を正しく理解することが肝要である。その上で、各学校や生徒の実態に合った教育課程の新しい編成を試みることになる。

本稿では、新学習指導要領を理解する上で欠かすことができないポイントを紹介するとともに、移行期間において大切にしたい視点について述べる。

1. 「目標」に関わること

現行の学習指導要領と新学習指導要領の教科の「目標」を以下に記す。

〈現行の学習指導要領の目標〉

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

〈新学習指導要領の目標〉

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

現行の学習指導要領では一文で示されていた目標が、新学習指導要領では柱書に加えて(1)(2)(3)に分けて記されるようになった。記述の分量が増えて複雑になっているように見えるが、本質的には現行の目標に沿った内容であることには変わりはない。ただ、育成を目指す資質・能力の「三つの柱」に沿って構造的に示されているので、これまでより理解しやすくなっている。

新学習指導要領の目標を正しく理解するためには、次の点を押さえておくことが大切である。

○「音楽的な見方・考え方」について

目標の柱書に「音楽的な見方・考え方」という一文が新しく登場した。「見方・考え方」とは、教科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方のことで、「音楽的な見方・考え方」とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活と社会、伝統や文化などと関連付けること」と説明されている。「音楽的な見方・考え方」は、音楽科を学ぶ本質的な意義の中核となる部分である。移行期間においては、題材を構成する際に、「音楽的な見方・考え方」をどのように働かせるかという視点をもつことが大切であり、「音楽的な見方・考え方」を働かせた学習活動の繰り返しによって目標の実現を図ることができるようになる。

○「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」について

新学習指導要領では、音楽科で育成すべき資質・能力とは、「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定された。このような視点は従前から大切にされてきたことであるが、移行期間においては、学校における音楽の学びが、実際の生活や社会の中でどのように役立っているのか、生かされているのか、また音楽文化とどのようにつながっているかという視点をもつことが、これまで以上に大切になる。

○目標の(1)(2)(3)について

新学習指導要領の「目標」は、育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って示されている。(1)は「知識及び技能」の習得に関する目標、(2)は「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標、(3)は「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標である。「各学年の目標」についても同じように三つの柱に沿って示されている。移行期間においては、音楽科の目標及び各学年の目標が実現できるように、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の、資質・能力の三つの柱を踏まえて題材の目標を設定する必要がある。ただし、これらは個別に育成されるものではなく、相互に関係し合いながら育成されるものであることに留意しなければならない。

2. 「内容」に関わること

新学習指導要領の指導内容は、「A 表現」(歌唱、器楽、創作)、「B 鑑賞」及び〔共通事項〕で構成されている。目標と同じように育成を目指す資質・能力を明確にするために、アは「思考力、判断力、表現力等」、イは「知識」、ウは「技能」の三つに再構成されて示されている。一見現行より知識や技能が強調され、ア、イ、ウをそれぞれに個別に育成するかのようにも見えるが、そのような意味ではない。

新学習指導要領の第1学年の「A表現」の歌唱の活動の例を挙げて考えてみたい。

A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。
 - イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。
 - (ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり
 - (イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり
 - ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。
 - (ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能
 - (イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能

例えば、歌唱の活動のアの冒頭に「歌唱表現に関わる知識や技能」とあるが、これはイとウのことを指している。アの文末の「歌唱表現を創意工夫すること」は、イとウを関連させて実現する指導内容となる。続いて、ウを見てみよう。ここには、発声などの技能について記されているが、これらの指導に当たって教師が一方向的に発声指導を行うという意味ではなく、歌唱表現を創意工夫する際に必要となる技能について、生徒自身がその必要性を感じ、発声などの技能を身に付けていくという意味である。移行期間においては、指導内容に示されている内容を正しく理解し、題材の設定に当たっては、ア、イ、ウをどのように関連させて指導を行うかという視点をもつことが大切になる。ア、イ、ウを一体的に、また往還的に育めるように留意しなければならない。なお、指導内容として、「学びに向かう力、人間性等」については、直接的な明示はないが、すべての事項に絡んでくる内容である。

続いて、〔共通事項〕については、新学習指導要領では以下のように示された。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。
 - イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕のアは「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として、イは「知識」に関する資質・能力として示された。現行の学習指導要領のアには、冒頭に「音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、…」等のように、音楽を形づくっている要素が具体的に示されているが、新学習指導要領では冒頭には示されていない。そのため、〔共通事項〕については現行より控え目になっているように見えるが、そのような意味ではない。音楽を形づくっている要素の具体については、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の中に示されており、〔共通事項〕が、歌唱、器楽、創作、鑑賞のすべての活動の基盤となっている点は、現行と変わらない。なお、アの文末に「知覚したことと感受したことの関わりにつ

いて考えること」と記されていることから、移行期間においては、これまで以上に「知覚と感受の関わり」の視点をもつことが大切になる。また、イについては、「音楽における働きと関わらせて理解すること」と記されていることから、音符や休符、記号などの名称や意味等について、教師が一方向的に指導するというのではなく、音楽の諸要素の働きと関わらせて指導するという視点が大切になる。なお、〔共通事項〕は、新学習指導要領では資質・能力として示されているが、〔共通事項〕のみを単独に取り出して指導するのではなく、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項と併せて指導する点は現行と変わらない。

3. 「指導計画の作成と内容の取扱い」に関わること

移行期間においては、まず新学習指導要領で新設された内容について確認し理解しておくことが大切である。新設されたのは以下に示す項目等である。

「指導計画の作成」に関わることとして、1 (1) に資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ること、1 (2) に内容の各事項を適切に関連させて指導すること、1 (4) に「〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図ること、1 (5) に障害のある生徒などについての配慮事項が記されている。

「内容の取扱い」については、

2 (1) イに「音楽科の特質に応じた言語活動」、2 (1) ウに「体を動かす活動」、2 (1) エにコンピュータや教育機器を効果的に活用」することについて、2 (1) オに「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わ」ることについてなどが記され、2 (3) イには和楽器の取り扱いについて「愛着をもつことができるよう工夫すること」、2 (4) には「担当する声部の役割と全体の響きについて考え」ること、2 (6) には我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導について「適宜、口唱歌（くちしょうが）を用いること」と付加されている。

4. 「評価」に関わること

移行期間における評価は、新学習指導要領で指導する場合においても、現行の四つの観点で評価することに留意したい。ただし評価については今後、現行の「音楽への関心・意欲・態度」、「音楽表現の創意工夫」、「音楽表現の技能」、「鑑賞の能力」の四つの観点から、新学習指導要領で求める三つの資質・能力の柱に沿って、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つの観点へ移行される予定である。移行期間においては、現行と新しい観点との関連を把握しておくことが大切である。その関係を下表に示す。

新しい評価の観点	現行の評価の観点
知識・技能	音楽表現の技能 鑑賞の能力（知識のみ）
思考・判断・表現	音楽表現の創意工夫 鑑賞の能力
主体的に学習に取り組む態度	音楽への関心・意欲・態度